

仁和寺藏 秦中吟 延慶二年書 写加點本

小林芳規

秦中吟十首は、その序によれば、白居易が、貞元(七八一八)・元和(八〇六一八七九)の際に、長安に在つて見聞した悲歎の話を歌つたという詩である。秦中とは、關中の謂いで、古の秦地に因むと云う。その詩は、白氏文集卷二に収める所である。

白氏文集の我が國への傳來が、既に唐易の生存中であつたことは、人の知る所である。秦中吟は、從つて、我が國人にも平安時代以來、讀まれ來たつたらしく、源氏物語には、その訓讀に據つて吟誦した二句が、尋木・末摘花の各巻に見えており、又、明衡集にも、「秦中吟、琵琶引、今書寫之後早可返給。竹馬之比所點狼籍也。外人之所見多以有耻者也」(巻中末)と加點の事もあり、別に、玉造小町子状裏書にも、「樂天秦中吟之詩」を學んだ話が載つてゐる、これらのことからも、その一端が知

られる。これによると、秦中吟は、文集の中から取出してこれだけで讀まれることがあつたらしく、それは、新樂府が卷三・卷四だけ取出されたり、長恨歌・琵琶行が抄出されたりして讀誦されたこととも通する所でもあり、その内容の持つ魅力の然らしめたものであろう。

新樂府には既に平安時代の古鉛筆が存し、訓點本も、天永四年(二一二三)に文章博士の藤原茂明の點本が現存し、鎌倉時代に降札は、管見に入つただけでも、十數點が傳存している。長恨歌も、正安三年書寫加點の二本を始めとして、室町時代に多くが傳えられている。これに對して、秦中吟の現存本は、極めて少く、平安時代の書寫本を關がず、鎌倉時代に降つても、原本としてはわずかに、仁和寺藏延慶二年書寫本を傳えるに過ぎない。彼の金澤文庫本白氏文集は、寛喜三年(一一三一)・貞永

元年(一二三二)・同二年の書寫本であるが、管見では二  
六軸を存するのみであつて、惜しくも巻五以前を缺いて  
いる。尤も秦中吟の一部を抄出した書としては、鎌倉時  
代に二本がある。その一は、藤原定家の自筆本と傳える  
源氏奥人に、彼の源氏物語所引の二句の出典を示すべく、  
秦中吟の古點本から、冒頭部と他箇所とを引いたもの  
であり、その二は、國立國會圖書館蔵文集抄上本一帖の  
建長二年(一二五〇)に醍醐寺總心院において阿忠な  
る人物が抄出した本である。從つて、ここに紹介する仁  
和寺延慶二年書寫本は、秦中吟の全容を傳えるもので、  
現存最古の訓點本と見られ、本文研究上からも、訓讀史  
上からも、又和文研究上からも重要な資料と見られるもの  
である。

仁和寺延慶秦中吟一軸は、斐紙様の七紙を綴合せ巻子  
本に仕立てたものであるが、當初から軸を付けず又見  
返し竹を立てるこも紐もなく、假体裁のまゝと傳えて  
いる。外題は、本文と別筆で、「秦中吟十首并序延慶  
」とある。本文は、百二十八行であつて、内題の「秦中  
吟十首并序」に次いで、序文三行があり、十首の詩が續  
き、尾題の「秦中吟(卷)」に終る。一行の字數は、序が

十四字、詩の部分が十字である。薄墨を以て天地と行間  
に界線を引く。紙の天地の長さが二十八・〇釐、界幅二  
十二・〇釐、上欄三・二五釐、下欄二・七五釐、界幅二  
・〇釐である。尚、中央に横線を引き、各行を一・二  
釐の上半と、一・八釐の下半とに分けている。料紙の  
七紙の長さは次の如くである。

第一紙 四十六・〇釐	第二紙 四十六・二釐
第三紙 四十六・一釐	第四紙 四十六・〇釐
第五紙 四十六・三釐	第六紙 四十六・一釐
第七紙 四十五・六釐	

尾題の次に、延慶二年五月十一日に阿闍梨祐惠が書寫の  
誠語とその本奥とがある(次節に掲げる)。本文・誠語  
共に總て一筆であり、祐惠の手に係るものと見られる。

全巻には、朱點と墨訓とが施され、又、上欄および行間  
に及切・類音の字音注や義注が注記されている。これは、  
平安時代以來の博士家の中、藤原家および菅原家の訓  
書寫と同時に加えられたものと見られる。一部に虫損の  
箇所が少々あるが、讀解には差支えがなく、秦中吟の全  
容が知られるのは幸といふべきである。

紙背には、仁和寺門跡時代の漢項の作添等と記した記録があるが、書風・内容より見て、鎌倉時代後期の書かえである。恐らく延慶二年（一二九〇）二十餘年後に、泰中吟の

紙背の空白を利用して、泰中吟とは無關係の記事と、同じ仁和寺の僧が考證したものであろう。

仁和寺藏奈中吟延慶三年點については、既に吉澤義則博士が、「王朝時代に於ける博士家使用ラコト點譜」（『國語説鈴』昭和六年再版）に、その識語とラコト點譜とを紹介された。しかし、本文とその訓點は一般には利用することが出来ない状態であった。筆者は、先に漢籍の訓讀史に關心を持ち、本資料が、博士家訓法史上の重要な位置にあると考え、その調査の機会を得られることと

願つていた所、幸にして、昭和四十二年夏八月に、仁和寺において親しく調査する幸運に恵まれた。ことに、仁和寺當局の御恩情を蒙り、本文全文を模刻し、併せて、その解説文を示し、又、知り得た事柄を解説にまとめて、識語・表記・訓讀語・紙背の記録について、書き添えることとした。本資料の調査に當り、仁和寺の仲元融照師の格別の御恩情を奉り、又建仁寺の島原泰邦氏の御高配によつた。同行の篠島祐忠氏には、この度も何時ものようだ

一方ならぬ御世話をなつた。並に就て各仁に呈く所  
を申し上げる次第である。

### 一、識語について

本資料の識語は、尾題の後に左の如くある。

延慶二年五月一日 以極松本書寫了

阿闍梨祐惠

本奥云

久治四年三月十九日侍禪定大王御讀於大聖院  
御所北窓奉了

散位從四位上藤原敦經

又云

建保元年九月十四日召大内記表真讀之了往事難釋傳

敦經說更點少少依有相違重今尊仰管說也

右の識語によつて、本資料が、延慶二年（一二九〇）に阿闍梨祐惠の書寫加點したものであり、そのもとばづた點本が、文治四年（一一八八）に藤原式家敦經の訓説を主とし、これに菅原長良の建保元年（一二一三）の折の訓説を校合したものであることが知られる。本文の漢字と假名との字体は鎌倉後期の延慶時のものであること

任少僧都、永仁六年七月七日叙法印

を示し、訓説は博士家訓讀の中、藤原式家主とし、藤原家の訓法を兼合していることを示している。以下それぞれの識語に見える人物について述べる。

○阿闍梨 祐惠について

祐惠は、仁和寺の僧である。「仁和寺諸院家記(惠山書寫本)」「仁和寺丈村寺誌編」によると、仁和寺内七八院の中、「摩拏珠院」の住持の中には、

兼付法印 太貳始建立之、前大僧正禪助付法、兼禪

法眼真弟子

祐惠法印

雲禪法印 禪助大僧正付法

(以下略)

とある。又、醍醐寺藏「傳法灌頂師資相承」(鎌倉時代書寫本)にも、

俊弁―禪惠―祐惠

とあり。その師の禪惠は、先の「仁和寺諸院家記(惠山書寫本)」の中、「法勝院 深草尊龕寺内寺」の住持であり、

禪惠法印 (按察使、信輪僧都季重受)

正應元年四月十一日任權律師、同五年九月廿七日、

とある。永仁六年(一二九八)は延慶三年より一年前であるから、この「祐惠」は、奉中吟畫寫者と時代も合ひ、又、仁和寺關係僧であって、同一人物と見られるのである。更に紙片の記錄も、仁和寺に關係するものである。(後述)、仁和寺に現滅するごとも、その一證となろう。

尚、「祐惠」となる名の僧は他にも存り、らしい。知恩院藏瑜伽師地論卷第九、一軸平安初期書寫本の中、正治元年(一一九九)墨假名加點の識語に、

正治元年己未自一月十四日毎日一巻韓讀百箇日誦讀  
之是菩提山大僧正御房御勸進也以其御本移點并  
一文丁 佛子 祐惠

とあるのは、時代も合わず、同名異人である。

○藤原教經の本與について

本與の藤原教經は、式部卿守令に起る藤原式家の學者である。尊卑分脉によると、丈年博士、式部少甫、從四位下、歌人で母は兄の教周と同腹とある。兄の教周(壽永二年三月出家六十五歳)も文章博士で、父は文章博士藤原茂明である。教經の祖父が丈年博士教基であり、教基の父が彼の明衡(大學頭・文章博士)である。

明衡往來に秦中吟加點の記事あることは先づ述べ  
たが、父の式明が書寫し、天水四年（一一一三）に加點  
した各集卷三・卷四は現存している。この神田喜一郎博士  
蔵の文集は、父茂明がその子式明に授けたものである。  
卷三の裏書きに、左の如くある。

保延六年（一一四〇）四月廿日授三男教真（右補）〔改教經〕

了 抑此書一部給教真了 盖是僧百家之詳情爲令  
鑾文道於僧行而已 李部少卿（草名、知明）

知明は、茂明の改名前の名である。卷三・卷四の新樂府  
の訓説を父より受けた事實のある以上、同じく各集卷二  
所収の秦中吟の訓説が、教經にあるのは當然のことであ  
る。恐らく父祖傳來の説であったであろう。この資料  
が藤原式家の訓説を考究する重要なものとされる所以  
ある。

凡そ、式家の訓説に関する資料としては左が知られる。

明衡 後漢書（後二條師通記、寛治七年二月十八日）

秦中吟（明衡往來、卷中末）

敦基 帝範 斯道文庫歲帝範應安元年點責入

敦光 帝範 梅澤彦太郎氏歲帝範鑑應天水四年點責入

茂明 文集卷三四 神田喜一郎博士歲天水四年點

基長 帝範 梅澤彦太郎氏歲帝範卷下書入

敦綱 群書治要 書廢帝歲群書治要卷十九四十歲語

敦周 同 右 同 右 卷廿六卅歲語

敦經 文選（巨注） 同部歲六注文選應天水點歲語

秦中吟 仁和寺歲秦中吟延慶三年點

群書治要 者陵部歲群書治要卷冊四卅歲語

長美 文選 九條本文保正應立年點歲語

臣軌 猿投神社歲丘軌開北朝期點歲語

吉文孝經 書陵部歲古文孝經元德三年點歲語

師英 文選 九條本文保正慶年才加點歲語

相房 文選 九條本文保正慶八年點歲語

英房 史記 曹陵部歲史記寶隆書爲本歲語

右は漢籍ドリて示したものであるが、書名だけであつ

たり、部分的書入とが識語とその名が見えるだけであ

つたりするものが多い。式家の點本とはいっても、他家

説と混在するものもある。式家の學者の方によつて直接

に加點されたのは、文集天水點だけであるが、その訓は

實は、藤原日野家・大江家・菅原家の訓説に基づいて  
であつた。式家の訓説を知るには、秦中吟と群書治要を

が漢籍では主要資料となるのである。教經は、その主要資料のいすれにも保っている。武家の中で訓讀史上最も重要な人物というべきである。

### 書陵部藏群書治要の卷三十一

から卷五十三までの諸子の

部は、長寛二年（一一六四年）に、教經が、兄の教周、甥の教綱らと點進し、本が、蓮華生院に藏せられていたのを、後に清原教隆が本文を校し、訓點を寫したものである。その教經の識語は左の如くである。

（卷第四十三、説死）

本奥云「點校」、長寛二年五月十五日散位從五

位下藤原朝臣教經點進

以蓮華全文ノ院寶藏御本ノ校點了

直講清原（教隆花押）一

（卷第四十四、桓子新論・潛夫論）

以蓮華全文ノ院寶藏御本ノ校點了

直講清原（教隆花押）

本奥書云

長寛二年五月十五日散位從五位下藤原朝臣教經

點進

教經には、漢籍以外にも、性靈集の訓讀の説があつた。

醍醐寺性靈集十帖貞應二年（一二二三年）點本（重要文  
化財）の識語中に左の如く出ている。

### 性靈集卷第六奥

御本云

承安五年（一二七五年）二月十三日晴時奉役釋迦大王了李都卿教經同談義理又賢清闍梨侍座時也雨已止雲未晴矣

御史中丞兼翰林學士教周

この性靈集は太平十奥也。

貞應二歲仲秋下旬候引合勘注讀覺蓮荷闍梨說或訪西郊國學或攀南山禪歸入送教廻之暦適終返之功矣」末資隆澄

とある。識語によつて、覺蓮房（聖乾）、太東急記念文庫蔵性靈集建治三年刊本の識語による）の訓点據つて貞應三年に、隆澄僧正の讀んだものであることが判る。隆澄は仁和寺の理智院の住持で、仁和寺ニセ金剛定院御墨道深達親王の御付法を重受しており、弘長元年（一二六二年）東寺長者、文永三年（一二六六年）八十歳で入滅している（仁和寺諸院家記忠山寺寫本）。隆澄は、更に寶治元年（一二四七年）丈尊碑古藤原教周の本によつて校合移點し、

として更に芳薫爲本脚本によつて校合しており、後に  
自らの所持のこの本を仁和寺十三世の間田信石法助達親  
王に譲つてゐる。この本は性靈集卷第一十九に、先の識  
語に續けて次々と如く記されてゐる。

(褐色文字)

「寛治元年十一月一日以御本校合移點」今朱点注之  
件本依 北院御堂印文言傳教周點運之」

(墨文字)

又放食戒本爲表題點畢

(別墨)一部十帖故隆澄僧正持本也。先年比付屬於予了可  
秋々々 法助記之

同趣の内容が性靈集卷第一の識語にも見える。

(性靈集卷第一、奥)

讀覺蓮房所閱禁單

(褐色)重以證本付裏說合朱墨書之

承安二年五月廿三日奉 仰點道

彈正大弼從四位下兼行譜岐介藤原朝臣教齋

(別墨)「此書者故隆澄僧正持本也而先年比  
有種々契約所譲與也」

又同注廣本名句廣博之間接要取

誼忠身相伴抄出于十卷同被譲之  
芳情志深懷忘難忘相副本書所  
令宗座右也

沙門法助記之」

校合移點用いた武家教周・教經の説は、性靈集本文に  
は右、識語と同じく褐色にて今卷に書かれてあるから、  
覺蓮房の佛書読みに對する、武家の訓讀の特徴を知るこ  
とが出来る。右褐色卷第六識語に、教周が奉授し、教經  
が義理を浅じた、禪定大王とは、卷第十の識語に微され  
ば、北院御堂であることが判明する。北院御堂は、仁和  
寺第十九世守覺法親王であり、承暦元年(一一六〇)十一  
歳にして仁和寺北院で御出家、仁安三年(一一六八)觀音  
院で御灌頂、建仁二年(一二〇二)二十五歳で入滅され  
て仁和寺御傳、心蓮院本(仁和寺史料・寺誌編二)等。  
同じく卷第六の識語に「又賢清闍梨侍座時也」とある、  
賢清も亦、仁和寺の僧である。「仁和寺相承私記」(仁  
和寺史料・寺誌編一)に、賢清少僧都は、守覺法親王の  
瀧頭弟子であり、又、「仁和寺諸堂記」(仁和寺史料・  
寺誌編二)によると、護持院を「其後賢清僧都傳領之」  
したことが知られる。してみると、この性靈集十帖は、

鎌倉時代には仁和寺に傳來していたものであり、又、式

家教角・敦經と仁和寺の北院御室守覺法親王との關係も

知らしめるものである。

さて、仁和寺歲奉中吟延慶二年高富本の識語の中、藤原敦經の本奥に戻ると、敦經が待讀し奉つた「禪定大王」とは、性靈集の識語と比考して、北院御室守覺法親王であることが判る。文治四年は、承安五年（うな三年）の後である。又、敦經が待讀した場所の「大聖院御所」にも仁和寺である。「仁和寺諸堂記（真光院本）」「仁和寺史料、寺誌編二」に、

大聖院 嵐金臺御室御建立、當時御所也、本尊不

動・毗沙門・吉祥天

とある。建立者の嵐金臺御室は、仁和寺第八世の覺性法親王である。第九世の守覺法親王は、この大聖院に於て、諸種の御修法等を行つてゐる。承安二年二月三日に立后御祈愛染王法を、文治元年の前年の元暦二年七月十九日には、地震災異御祈の爲に孔雀經法を修していふ（「仁和寺御傳」）。されば、大聖院御所で藤原敦經が、北院御室に奉授した奉中吟の訓讀の説が仁和寺に傳わり、これを同寺の祐惠阿闍梨が主底本として書寫加

點することは容易に考え得る所である。

### ○菅原長貞に關する本奥について

大内記長貞は、菅原為長（丈章博士・大藏卿、寛元四年一二六〇薨八十九歳）の息子である。尊卑分脉によると、後深草・龜山上皇侍讀、大内記、從四位下、越前權大掾早世、母中原節成女とある。建保四年（一二一六）には、守覺法親王は既に入滅されて、ころがら、この時、長貞が奉授したのは不明である。しかし、この資料の傳來から考へて、やはり仁和寺關係者であり、「召大内記」すら況から見て、仁和寺門跡ではあるまいか。とすれば御年から考へて、仁和寺第十一世の後高野御室・道法法親王が最も近い。承安四年（一二四九）の折に大聖院に入御。建保二年（一二一四）に四十九歳で入滅された。第十一世の光臺院御室は、建保元年には十八歳である。「往生」敦經説を受傳したことからすれば、守覺法親王と同じく後白河院御子の道法法親王が考えられて来る。

菅原家の訓説を鳥長卿點によつて、式家説とは別に更に校合に用いたことは、考の性靈集で、仁和寺の隆澄僧正の識語にも見える。鎌倉時代に菅原家の訓讀が紀傳道におひては有力となつたことは、現存點本の物語る所で

あり、又、漢籍の訓讀が博士家の閨外に出て、僧侶等の

手で比較的自由に書寫模倣される風潮が一般化すると、

博士家の一家の訓讀だけではなく、有力な他家説も複合さ

れることが多くなって来る。泰中吟注慶三章の祐惠書寫

本において、大家説を主底本としながらも、少々依存

相違重々詳備説として、若原家の訓讀又異なりを校合しているのは、やはり當時の風潮を反映するものであ

る。

博士家與著と傳述との教學上の文脈は、既に平安時代  
の勸學會(三寶繪下)・清淨寺長講會に窺われるが、鎌  
倉時代の「眞俗文談」(建久二年六月十日自  
著甲同日夜記之)(群書類後編四十五)  
には、若原為長・日野親經等が、權信正覺院・前權信  
正定延喜と同席し、「二十國眞俗文談筆」とある。覺院  
は、仁和寺別當で、北院御室の清瘦と教授を努めてもお  
り、保持院の住持で、建久九年、七十三歳で入滅している。

定延も、仁和寺圓教寺別當で、文治元年、五十三歳で入  
滅している。ここに為長とに和守との關係が考えられ、  
その子、長貞を通じて若原家の泰中吟の訓讀が、仁和寺  
僧の目に觸れる機會もあつたことが判るのである。

## 二表記について

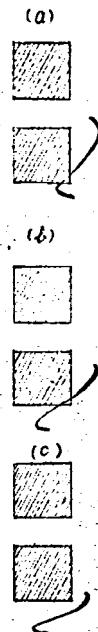
本資料に施されている假名字體とラコト點は、左の如く歸納せられる。

### 假名字體表

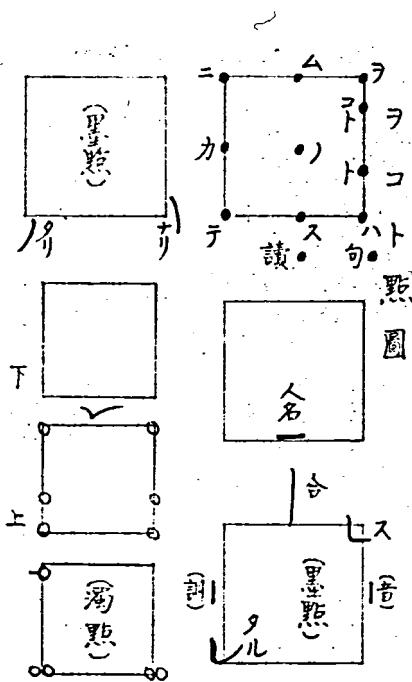
ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	タ	サ	カ	ア
ニ	フ	リ	ミ	ヒ	チ	シ	キ	イ	ウ
ン	ツ	リ	ミ	ヒ	チ	シ	キ	イ	ウ
符	型	ヰ	ヰ	ヰ	ヰ	ヰ	ヰ	ヰ	ヰ
タ	チ	ル	エ	ム	フ	ヌ	ツ	ク	エ
タ	チ	ル	エ	ム	フ	ヌ	ツ	ク	エ
タ	チ	コトク	タニ	メ	ヘ	ネ	テ	ト	ト
タ	チ	コトク	タニ	メ	ヘ	ネ	テ	ト	ト
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ホ	ノ	ノ	ノ	ノ
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ホ	ノ	ノ	ノ	ノ

假名は總て一筆と見られ、その字體は鎌倉時代後期の  
様態を示しており、特に、「フ」「ツ」や二字の疊符による  
特徴を読みとることが出来る。假名二字の疊符は、鎌倉

時代に降ると、その起筆位置が下の假名の右傍に下り、



鎌倉時代の間でし、(a)→(b)→(c)と起筆位置が下に移つて  
いふ。本資料の二字置字は、いずれ(c)の位置である。  
このことは、本資料の假名が鎌倉後期よりであることを  
端的に示すものである。



### ○ 假名遣における古用について

#### 〔「ル」と「ル」の表記〕

和語の撥音の中、マ行の唇音によるものは「ム」の假名  
で表わし、ナ行の舌音によるものは「ン」又は無表記であ  
る。漢字音の濁音を示す符號には、「フ」と「ヅ」との  
二つの形式が用いられている。筆者の調査では、紀傳道  
においては、「フ」を用いるのは藤原家(式家・日野家、  
南家)と大江家であり、「ヅ」を用いるのは菅原家であ  
る。(拙者「平安鎌倉時代における漢籍訓讀の國語史的研究」一三四頁)  
本資料ド「フ」が見られるのは、式家の訓説を主底本と  
して寫したことと示すものである。一方「ヅ」も見られ  
るのは、枝倉・菅原家の説も採られ、その反映かと考え  
られる。但し、濁音符「フ」の表記の場合には、僧侶が  
もとの點本を寫す際に、自らの常用の「ヅ」(鎌倉時代の  
僧は主にこれを用いた)に意訛的にも「フ」は畢竟誤つた  
ものであることもあつたと考えられる。従つて「ヅ」の付  
た「提携」(6行)「月一若」(96行)などを直ちに菅原訓説  
と即断するには危険である。

ヲコト點は、星點と人名符が共で、他は隻である。星  
點は「ス」「タル」「ナリ」「タリ」が、茂明加點の文集天水四  
半點のそれと一致する。式家のラコト點法と対応する。

唇 鍋アシ(13行) 洋ア(88行) 鏡ア(95行)

ヨハハシシテ(4行) トツカム・オスル(19行) ネカハサリ。

アイサナリ(外行) (カニシトシテ(6行) モシケム(80行)

ワラフミナチヤ(62行) 莘ラレム(88行) タマナリ(10行)

有利ニトヲ(15行) 知立ナリマ(46行)

喜 何ソノ鳥者(11行) 奈何(26行) 高イハ(22行)

この區別は、漢字音の唇内音尾丸と舌内音尾丸とに見られる。

唇内丸 檜一宇(41行) 檜一漢(63行)

舌内丸 俊(21行) 車騎(21行) 賽一驅(外行)

九醜(94行)

右の二音の區別は大体院政期までは中央の文献で訓點資料や平假名文や片假名文で見られる。誤用例は院政期には少數例であり、鎌倉初期も一般には同趣であって區別する傾向が見られる。丸とハとの假名を混用することは、鎌倉中期一二三。年頃から目立つて来る。漢籍の訓點資料でさえも同様であって、金澤文庫本春秋經傳集解三十卷文永五・六年點、金澤文庫本群書治要建長・正嘉點を見れば知られる。しかるに、鎌倉後期に、一かも僧俗の寫點本である本資料の假名が、右のよう正格に

區別しているのは何故であろうか。恐らく、もととなつた教經の點本や長慶の點本の表記をもとに傳えたものであらう。

### 「オとヲの假名遣」

諸頭のオとヲとの假名遣し、歴史的假名遣に一致していふ。

「オ」 櫛(ココナリ)(10行) 荆(カロ)(13行) 晚(カタヒ)

櫛(チカラ)(23行) 稅(カタヒ)(25行・34行) 起(カタヒ)

起(42行) 塵(カタヒ)(57行) 想(カタヒ)(80行) 懲(カタヒ)

垂(カタヒ)(88行) 下(カタヒ)(80行) 驕(カタヒ)(90行) 走(カタヒ)

誠(カタヒ)(124行)

「ヲ」 癒(カナリ)(10行) 斧(カタヒ)(27行) 骨(カタヒ)(29行) 幼(カタヒ)

(32行) 哭(カタヒ)(41行) 恥(カタヒ)(69行) 居(カタヒ)

「ハ行轉呼音の表記」

### 「ハ行轉呼音の表記」

鎌倉後期には八行音が語中倍尾によつて轉呼を生じていたが、本資料では、「仍(カタヒ)(82行)」「朱(カタヒ)」以外は八行假名を

### 表記されていふ。

妹(カタヒ)(6行) 嫂(カタヒ)(4行) 隋(カタヒ)(26行) 買(カタヒ)

費(カタヒ)(42行) 對(カタヒ)(62行) 綏(カタヒ)(69行) 請(カタヒ)

傳(カタヒ)(12行) 醅(カタヒ)(96行) 食(カタヒ)(97行) 唱(カタヒ)

詔モカタヌアリ  
モカタヌス (101行)

尚、「工」を「絶(タバナト)」に行(フ)と表記した一例がある。

オヒラの同音化やハ行轉呼は、教經や長良の時代には一般化していたが、右の假名遣の事象の理由を、書寫の親本に求めるだけでは説明することが出来ない。點本の假名には、一定の規範に従つて書分けることが少いか

尚、未訳だけに屬うないが、國語史上の事象として  
(1) 聲點附和訓 「相<sub>レ</sub>遠<sub>サエカエ</sub>レ(平ル平ニ)」(7行)  
(2) 才段<sub>ウ</sub>段相通 「何<sub>レ</sub>爲<sub>ナシ</sub>レ<sub>モ</sub>者<sub>ソ</sub>」(91行)  
(3) 「ツムサキ」と「ヒサキ」 「辱<sub>タマサキ</sub><sub>ヒサキ</sub>」(95行)  
(4) 助動詞「ム」の使用 「下<sub>シ</sub>多<sub>シ</sub>刻<sub>ム</sub>筆<sub>シ</sub>時<sub>ム</sub>」(80行)  
が注意せられる。  
「知<sub>リ</sub>少<sub>シ</sub>刻<sub>ム</sub>筆<sub>シ</sub>時<sub>ム</sub>」(116行)

### 三、訓讀語について

源氏物語には、春中吟の詩の一節を吟誦した所が二箇所ある。このことは良く知られる所である。

おや、き、つけてさかづきもいで、「わが小たつ  
のみちうたぶをきけ」となんきこえじち持しがど、  
おさくうちとけてもよからず(赤木、源氏物語卷)

(1) 聽我歌 雨一途。 (16行)

二年本の訓讀が殆ど一致する。

(2) 助者 形不<sub>レ</sub>観。 (本文「蔽」を「ア」(32行))

「源氏奥入所引の秦中吟」

(1) 聽我歌 雨一途。 (「雨途」に「を」のないことを注意)

「雨途」は音讀、本符があるなり。この二字で「クヤウ」とのよう字音讀としたらしい。又「雨途」には月的格を表わす「ミ」助詞があり。ヲ格に助詞を用ひた訓法

は、博家家之漢籍訓讀の古い傳統を傳えた中には指摘されろ(周右者一。二。夏)。延慶二年本の訓法に従うと、

(1) 我雨途歌ハモト聴ケ  
(2) 助者前<sub>レ</sub>形不<sub>レ</sub>観ナズ

の如くなり、特に傍線部<sub>レ</sub>相應するのである。これは延慶ニ年本の訓讀が、藤原式文獻の訓讀を主と爲であら。そつ結果、菅原家の訓讀に據り、源氏物語の本文と一致しないことになつたのである。

秦中吟の古い訓讀を傳えた訓點資料は、延慶二年本以外に鎌倉時代書寫の二點がある。既述のよう、いすれも抄出本であるが、一は足利の草筆本と傳える源氏奥入<sub>レ</sub>りの箇所を二本ドツリて比較すると、源氏奥入が引く秦中吟の訓讀は二箇所とも全く一致し、本文抄建長二年書寫本の訓讀は源氏物語の本文と源氏物語の訓讀を引いていることと密接な關聯があり、その出典考證としては當然のことといふべきであるが、同時にこのことから、源氏物語の本文が菅原家の訓讀に據つて、いろいろとした考證を裏付けるわけである。つづけ

(1) 聽我歌 雨一途。  
(2) 助者 形不<sub>レ</sub>観。

源氏奥入は、源氏物語中の寧語の解釋の爲に、これに關する出典が證し當り、佛書や國書の外に、漢籍をも擧げてあり、しかもその出典にはラコト點や片假名をも附けた形のヨマ原典の漢文を引用して箇所が多く、引用された漢籍の訓點資料は、文集二十六條、史記六條、晉書二條、漢書・後漢書・文選各一條、遊仙窟二條その他などであり、これら出典となつた漢籍の當時の訓點資料と訓讀譜を比較した結果、いすれも菅原家の訓讀に據つていることが分つた。これは源氏物語の本文が菅原家の漢籍の訓讀を引いていることと密接な關聯があり、その出典考證としては當然のことといふべきであるが、同時にこのことから、源氏物語の本文が菅原家の訓讀に據つて、いろいろとした考證を裏付けるわけである。つづけ

和文所引の漢籍の出典考證に除して、單なる原典の指摘乃至は自文の擧示に止まる現状に對して、源氏奥入が訓讀の諸説を踏まえて和文所引の訓讀説と同一の系統の訓點資料を與示する嚴密な態度は學者としてある。本稿に用いた奥入は、高野本の模寫本である。從つて本家自筆本と鷹司秉冬（徳治三年一月八日）が臨摹した本に基づいている。該本は稻葉辰三氏の御好意により閲覽せられたもので、周氏が、本家自筆本による校合をも経たものであり、本文の注脚に引用させて顶いたものである。

源氏奥入には、秦中吟の「聽我歌兩行」の菅原式内抄の引用の出典取手に當り、秦中吟の詩の冒頭から「聖姑」何一如として長文を引き、その訓讀を示してある。この箇所の訓讀を、延慶五年書寫本の藤原式家の訓讀と比較すると、相違する所が多い。しがもその相違を整理すると、

菅原家と藤原式家の訓讀上の相違に歸する（延慶二年本の行から19行に當る）。

(2) 奥入が字音讀の語と、延慶本は和訓とする。（上段奥入）

正聲

正聲（列説「正一聲」）これは音説（9行）

食口

食口（9行）

金縷

金縷（列説「金縷」）音説（9行）

食家、食家（18行）

(3) 奥入に助詞・助動詞の無所と延慶本はこれを讀添る。

我が歌

我が歌（16行）

富豪女

富豪の女（17行）

食家女

食家の女（18行）

和訓の異同

刑鉤（カツチ）

刑鉤（カツチ）左訓「不ト」は音説（18行）

襦

襦（カツマセリ）（9行）

嬌癡

嬌癡（カツマセリ）（9行）

嬌廻

嬌廻（カツマセリ）（9行）

早

早（カツマセリ）（10行）

娶婦

娶婦（カツマセリ）（10行）

娶婦

娶婦（カツマセリ）（10行）

(4) 助詞・助動詞の異同

満玉堂

満玉堂（15行）

會良媒

會良媒（15行）

(5) 宇句の異同

肺若

肺若（19行）

尚

尚（カツマセリ）奥入が和訓讀、延慶本が字音讀か一例ある。

古の(1)の相違は通じて、菅原家・訓讀調・勝・久訓  
其慈愛であると見て、或家は比較的和風の訓讀態  
度であり、訓讀のは方の硬軟の型の差を示している。こ  
の相違は、他、漢籍における、菅原家と武家との訓讀の  
相違とも通ふることであり、兩家が當時にみえる一般的  
な差であることが判る。例えは、三略における、智恩  
院義・三和二年點・菅原家・義代の訓讀と、群書治要所収長  
寛三年麻豆教経の訓讀との相違が今く秦中吟・湯令と一  
致し、又帝範につけても同意りことが指摘れる(註考  
「平文館倉澤籍訓讀の國語史的研究」九二四頁以下)。  
秦中吟の(2)幼者形不蔽・引用に附し、源氏與入の引  
用訓讀は左の如くである。

衣深<sub>チテ</sub>爐<sub>カミ</sub>火盡<sub>カミ</sub>霰<sub>カミ</sub>雪<sub>カミ</sub>白<sub>シテ</sub>紛<sub>カミ</sub>

幼者<sub>ハ</sub>形<sub>ハ</sub>不<sub>ハ</sub>蔽<sub>ハ</sub>老<sub>ハ</sub>者<sub>ハ</sub>體<sub>ハ</sub>溫<sub>カミ</sub>

悲端<sub>ハ</sub>與<sub>ハ</sub>寒<sub>ハ</sub>氣<sub>ハ</sub>併<sub>ハ</sub>入<sub>ハ</sub>鼻<sub>カミ</sub>辛<sub>シ</sub>

右の箇所と、延慶三年本の訓讀と比較すると、傍線部が  
延慶本では、

盡<sub>シテ</sub>白<sub>シテ</sub>幼者<sub>ハ</sub>形<sub>ハ</sub>不<sub>ハ</sub>蔽<sub>ハ</sub>老<sub>ハ</sub>者<sub>ハ</sub>體<sub>ハ</sub>溫<sub>カミ</sub>

となつており、そつ相違の型は、先づ(1)で指摘した所に  
據せられるのである。

次に、大集抄建長三年本の秦中吟の訓讀と、延慶三年  
本の訓讀と比較すると、大体において一致する。左(1)  
(2)に關して建長三年本の例を掲げる。

(1) 天下無正聲<sub>ハ</sub>悅<sub>ハ</sub>年<sub>ハ</sub>即<sub>ハ</sub>鳥<sub>ハ</sub>投<sub>ハ</sub>人間<sub>ハ</sub>無正色<sub>ハ</sub>悅<sub>ハ</sub>

目<sub>即<sub>ハ</sub></sub>耳<sub>即<sub>ハ</sub></sub>頬<sub>即<sub>ハ</sub></sub>非<sub>ハ</sub>相<sub>ハ</sub>遠<sub>ハ</sub>貧<sub>ハ</sub>富<sub>ハ</sub>利<sub>ハ</sub>有珠<sub>ハ</sub>

金<sub>即<sub>ハ</sub></sub>馬<sub>即<sub>ハ</sub></sub>時<sub>即<sub>ハ</sub></sub>所<sub>即<sub>ハ</sub></sub>希<sub>ハ</sub>富<sub>ハ</sub>馬<sub>即<sub>ハ</sub></sub>時<sub>即<sub>ハ</sub></sub>瓶<sub>即<sub>ハ</sub></sub>紅樓<sub>即<sub>ハ</sub></sub>富<sub>ハ</sub>家<sub>即<sub>ハ</sub></sub>奴<sub>即<sub>ハ</sub></sub>金<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

美<sub>即<sub>ハ</sub></sub>繡<sub>即<sub>ハ</sub></sub>羅<sub>即<sub>ハ</sub></sub>襦<sub>即<sub>ハ</sub></sub>恩<sub>ハ</sub>人<sub>ハ</sub>不<sub>ハ</sub>劍<sub>ハ</sub>手<sub>ハ</sub>嫡<sub>ハ</sub>癡<sub>ハ</sub>二八<sub>ハ</sub>極<sub>ハ</sub>母<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

兄<sub>ハ</sub>未<sub>ハ</sub>開<sub>ハ</sub>口<sub>ハ</sub>已<sub>ハ</sub>嫁<sub>ハ</sub>不<sub>ハ</sub>須臾<sub>ハ</sub>織<sub>ハ</sub>忘<sub>ハ</sub>食<sub>ハ</sub>家<sub>ハ</sub>女<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

夜<sub>即<sub>ハ</sub></sub>裏<sub>即<sub>ハ</sub></sub>二十餘<sub>ハ</sub>荆<sub>即<sub>ハ</sub></sub>銓<sub>即<sub>ハ</sub></sub>不直<sub>ハ</sub>錢<sub>即<sub>ハ</sub></sub>衣<sub>上<sub>ハ</sub></sub>無<sub>ハ</sub>真珠<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

幾<sub>即<sub>ハ</sub></sub>回<sub>即<sub>ハ</sub></sub>人<sub>即<sub>ハ</sub></sub>放<sub>ハ</sub>嫂<sub>即<sub>ハ</sub></sub>臨<sub>ハ</sub>日<sub>ハ</sub>又<sub>ハ</sub>踟蹰<sub>ハ</sub>主人<sub>ハ</sub>會<sub>ハ</sub>良<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

媒<sub>即<sub>ハ</sub></sub>重<sub>即<sub>ハ</sub></sub>酒<sub>即<sub>ハ</sub></sub>滿<sub>ハ</sub>玉<sub>即<sub>ハ</sub></sub>壺<sub>即<sub>ハ</sub></sub>一<sub>ハ</sub>座<sub>即<sub>ハ</sub></sub>既<sub>ハ</sub>勿<sub>ハ</sub>飲<sub>ハ</sub>聽<sub>ハ</sub>我<sub>即<sub>ハ</sub></sub>我<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

兩<sub>ハ</sub>一<sub>ハ</sub>途<sub>即<sub>ハ</sub></sub>富<sub>即<sub>ハ</sub></sub>家<sub>ハ</sub>女<sub>即<sub>ハ</sub></sub>易<sub>ハ</sub>嫁<sub>ハ</sub>早<sub>ハ</sub>輕<sub>ハ</sub>其<sub>ハ</sub>夫<sub>即<sub>ハ</sub></sub>貧<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

家<sub>ハ</sub>女<sub>即<sub>ハ</sub></sub>難<sub>ハ</sub>嫁<sub>ハ</sub>晚<sub>ハ</sub>孝<sub>即<sub>ハ</sub></sub>於<sub>ハ</sub>姑<sub>即<sub>ハ</sub></sub>聞<sub>ハ</sub>若<sub>ハ</sub>欲<sub>ハ</sub>娶<sub>ハ</sub>

婦<sub>即<sub>ハ</sub></sub>娶<sub>ハ</sub>婦<sub>即<sub>ハ</sub></sub>意<sub>ハ</sub>何<sub>即<sub>ハ</sub></sub>如<sub>即<sub>ハ</sub></sub>

(2) 衣<sub>シテ</sub>深<sub>シテ</sub>爐<sub>カミ</sub>火<sub>カミ</sub>盡<sub>カミ</sub>霰<sub>カミ</sub>雪<sub>カミ</sub>白<sub>シテ</sub>紛<sub>カミ</sub>

幼<sub>ハ</sub>者<sub>ハ</sub>形<sub>ハ</sub>不<sub>ハ</sub>蔽<sub>ハ</sub>老<sub>ハ</sub>者<sub>ハ</sub>躰<sub>ハ</sub>溫<sub>カミ</sub>

悲端<sub>ハ</sub>與<sub>ハ</sub>寒<sub>ハ</sub>氣<sub>ハ</sub>併<sub>ハ</sub>入<sub>ハ</sub>鼻<sub>中<sub>ハ</sub></sub>辛<sub>シ</sub>

二重傍線部は、先の源氏與入と延慶三年本との相違と對  
比してみて、與入に合わぬ延慶三年本の方と一致する  
訓法である。一重傍線は源氏與入に合うものである。

刀筆谷に、平易な常用の漢字の場合が多く、又字音説や即字的な訓に見られる。文集抄建長二年本の系統については別に検討して藤原家訓法と推定した(前掲拙著「一三三二夏」)が、ここに藤原式家の訓讀を主としていることが判つた。但し、建長二年の書寫者は、その識語に、

「文平」同年十二月廿五日午終以圓満房本付注  
建長第二之天仲冬中旬之候於醍醐寺觀心院西面部  
屋根松煙染蒸弔平桑門極明人阿園」

とあるのによつて、僧であることがある。僧が博士家の點本と移寫することは、鎌倉時代には一般的な趨勢であ

り、同時に、博士家の一家の説だけではなく、他家説と抜合することも例が多いことである。文集抄も、藤原式家説に基くやうも、菅原家と異説も取合せてあらうしく、必ずしも一系統を絶粹に傳えてはいられない。このことか延慶二年本との不一致の一因であろうと考えられるのである。

仁和寺藏秦中吟延慶二年書寫本の訓法は、識語による。藤原式家教經の訓讀を主底本としているが、それと相違する所を管説によつて校合している。祐惠の書寫本では、式家説と管説とは表記上、區別されていない。

恐らくこの親本かその種の本においては、管説の方が筆勢・墨色とか、色分けなどで異なり、識別することができるに付いた。文集正中二年點(書陵部)に付讀本では、墨訓に對して朱・黃色で區別し、また後部・穂久通文庫成貞翻改委建治三年點では、藤原家訓説に對して、菅原家訓説を合點付で區別している。ひどくある。僧侶の移寫に係り、この種の區別が失われる。かく普通であつて、延慶二年書寫本もその種のものである。ただ、識語に、式家と菅原家の本與を明示しておいてくれたのは幸である。

延慶二年書寫本が全巻にわたつて、所々に別訓とも併記してあることは、摸刻本文に見る通りである。別訓の中には、式家の訓説そのものにも第二の訓があつてある。うちから、別訓の總てが管説とは言い難いが、先に、奥入の訓讀と比較して實際に、延慶二年本の別訓「正一聲」「金一聲」「刑オトノ鉢」などとが、菅原家訓讀の總入と一致することも指摘された。この別訓は、訓讀の型から見ても、校合に加えられた管説であろうと考えられる。管説の位置は、左傍が菅原的では考えられるが、左傍が總て菅原とは限らず、右傍などに記されることがある。



80行

下多引  
オロシ118行 去外  
去(フ)

これらの別訓は、菅原家説である可能性がある。「外ハ」  
「時ニハ」の「ハ」桂(カツチ)トテとは、奥入との比較か  
類推して考之られる。但し、左訓の「タヌム」はも  
しろ菅原家訓かも知れない。菅原家訓には、「乞(カヌ)」  
な古い訓法が傳えられることがある。

(c) 和訓の異同

6行 姉(ヨシ)

10行 姫(ヨシ)  
癡(ヨシトト)

(癡ナリ)

14行

13行

14行

「盡」 朱榮盡 公侯才 (109行)

「悉」 鎌倉熱悉 太公道 (28行)

「拂」 比ハリ (40行)

「則」 (不讀) 貪一富 「則」有殊 (7行)

これらは佛者讀では、「コトベ」「ミトコトク」「コトク」「スナハ

チ」と訓讀されるものである。

以上によると、延慶二年本は、仁和寺僧の祐運の手で

経てはいるが、泰中吟、慈原式家の訓讀と主とし、慈原家の訓讀を考究する資料として、博士家訓讀史上重要な點本である。

#### 四、紙背の記録について

本書紙背には、「又金剛定院御室并開田准后御口傳云」に始まる、仁和寺門跡の歴代おひび仁和寺僧の、准頭の作法がつづいて、先例を引いて勘定し大文章が誌され、書体より内容を見て鎌倉後期の書寫と見られる。

が、書体より内容を見て鎌倉時代の仁和寺僧の、その内容は、泰中吟とは關係ないが、引用書や仁和寺僧のたまごとに鎌倉時代の仁和寺を知る上で重要であり、

又本書の傳來の一端を知ることが出来るようである。

紙背が仁和寺の關係記録であることは、次の諸點を  
判明する。

1. 紙背に引かれている仁和寺門跡の准頭の記録

北院御室 守覺法親王 第六代法皇九世

(仁安三年二月十九歳准頭、建仁二年三月入滅五

四歳、御室相承記「仁和寺御傳」仁和寺想

秘記「仁和寺史料、寺談編三などによる。以下同)

光明壽院御室 道法法親王 第七代法皇十世

(後高野御室、元祐二年二月、十九歳准頭、建保二

年三四八滅四十九歳)

光泰院御室 (御入道助法親王 第八代法皇十七

(建暦二年三月、十七歳准頭、建長元年三月入滅五  
十四歳)

金剛定院御室 (御入道深法親王 第九代法皇十二世

(寛喜二年三月、廿歲准頭、建長元年三月入滅五

十四歲)

開田准后 (御入) 法助法親王 第十代法皇十三世

(寛元二年三月、十七歲准頭、弘安二年三四八滅五

十八歲)

後中御室 性助法親王 第十一代法皇十四世

(弘長三年三月三十六、十七歲達良、弘安五年二月八日入滅、  
三十六歲)

2. 引用書が仁和寺門跡、又は仁和寺僧の關係のもの  
のみであること。

北院御室仁和寺傳記云

金剛定院御室并開田准后御口傳云

金剛定院御室御灌頂記

後中御室御灌頂記

仁證法印詔誦文（仁證 法院萬野御室付法）

光明寺院御室御詔誦文

後中御室御詔誦文

或師覺教僧正口傳云（覺教 北院御室付法）

仁隆法印教授用意云（仁隆 法院萬野御室付法）

仁隆法印記云

後中御室宸筆御口決

3. 紙背に見之る寺院が、仁和寺の所屬であること。  
北院（北院大僧正清信建立、代々御室御本庵也。）

仁和寺諸堂記「仁和寺史料寺誌編三」以下同）

佛母院 庭上（鳥羽院御建立、在于觀音院灌頂堂西、  
御室御沙汰也）

於護持院教授授行之（護持院、建覺法眼房也）、  
勝寶院（隆曉法印、貞曉法印、道勝法印姿等相承者）

#### 七)

真光院僧正坊（覺瑜法印房）

4. 記録中の入壇僧が總て仁和寺僧であること。

覺演入寺時 教授覺成法印（覺成前出）覺演（法華御室）

能寛入寺時（建永五年春廿一日、受戒前右大將禪明御子権律師能寛サ、「仁和寺御傳」前出）

安樂園仁治御入寺（前大僧正勝光臺院御室付法、

東寺一長者、後院安樂園、「仁和寺諸堂家

記（惠出書寫卷）前出、以下同）

良意法印入寺（教授覺成、道寛、行彌）

禪覺僧都入寺（後高野御室付法、建徐年住持御修院）

齊助僧正入寺（覺教金弘安寺等仁和寺列當）

公深法眼（建仁入寺（仁隆・隆覺、道寛、勤江）

能宣律師入寺（親覺、道寛、勤江）

行通阿闍梨入寺（後高野御室付法、大承元年（延喜十五年）

道惠阿闍梨入上（親鸞頃度真。建仁三年法印）

佐奇尼（勝助御入上（問曰准后、着座））

任通僧都入上（尊勝院。號名内御法印）

信助僧正入壇（後十三年法皇付法。正和五年一月入壇）

七八歲、元德五年三月長者、建武五年八月入滅至歲

信朝僧正入上（信助僧都戒嗣仕）

龍花園前大僧正入上（前大僧正道程、東寺長者。嘉

元二年一月入滅七十一歲、後號龍華園）

5. その他所見の僧名も仁和寺僧である。

覺寳（建仁元年御出家、「光臺院御室傳」[仁和寺文  
料、寺誌編二]）

任宗法印（享和阿闍梨、遁世、「仁和寺候人宗圖」[群  
書類從]）

覺寂（北院御室付法、承久二年長者、正中五年、仁治  
三年入滅、七十六歲、「仁和寺諸師年譜」[續群  
書類從]）

顯譽（禪助付法上足、正和三年長者、正中五年入滅  
五十一歲、「仁和寺諸院家記」[重写本]）

觀覺（北院御室淮原資、建永三年長者、建保元年入滅  
五十八歲、「仁和寺諸院家記」[重写本]）

道寬（傳向野御室付法、建保三年權僧正、「局左書」）  
隆覺（蓮淨院、法印、「同右書」）

これらの仁和寺僧は、鎌倉初期と後期の僧である。

紙背の中にも見える年號とは、「建永仁治」と例し「文曆建暦  
弘安以来三代勤」と當期のものが見える。その下限を  
六と、

(1) 信助の入壇の記事がある。信助の入壇は正和五年(二  
三一六年)廿八歲であり、しかも「信助僧正」とあるから  
これ以後である。元徳五年權僧正、東寺長者。

(2) 「信智僧正」の名が出るが、「東寺長者、補佐」によ  
ると、「元徳三年(一三三)權僧正信智」とあり、こ  
れより少し後である。(但し、權僧正を「僧正」と呼稱す  
ることがあるとすれば、こゝ限でない)

(3) 實助は「僧都」とのみ出る。實助は、正中二年(一  
三三四)權大僧都、嘉慶三年(一三三六)權僧正であ  
る。

など、鎌倉時代末期の記事が上つて来る。しかし「元徳  
の太子たる事、南北朝期の記事は全く見られない。この  
紙背の記録中には「予」という作者が生る。それは、右  
の「信助」「信朝」と一緒に生えてくる。

予享受之時信助才僧都跪居了

信助信朝兩僧正并予入壇之時

信助（建武四年一三三七入滅四十一歳）と同期である。しかも、「賢清入壇」と「引勘舊記之處」と記し、一方「丘例有之龍花園」と記してみり、賢清（承安五年一七五・性靈集の僧正）と記してみり、賢清（承安五年一七五・性靈集の識語）に出てる。守覺法親王（清頂弟子）の時と「舊」と稱し。一方、龍花園直祖（嘉元三年一三〇四入滅七十一歳、後號龍華園）「前出」を「近」と稱していはる所から見る

と、嘉元二年以後、甚くは降りなは時と考えられるの

である。紙背の記録の成立は、恐らく、嘉慶（一三六一

一三六一）元徳（一三九一—一三三〇）頃であり、建武（一三三四

）よりは前であろうと推定せられる。書寫の時期も同じ頃と認められるが、轉寫本でなく原本であろうと考えられる。内容が總て仁和寺に關するものであるが、仁和寺僧が仁和寺におひて、同寺所傳の諸資料を參考して綴したものらしく、表に奉中吟の書かれた裏面の空白を利用して、延慶二年より二十餘年程の後に、奉中吟とは内容上與關係の清頂作法の記事を書きしたものと考えられるのである。

此の奉中吟は、鎌倉後期に仁和寺僧祐惠の手で、それ

以前ド仁和寺門跡と係りのあつた藤原致經の訓説に同く仁和寺と關係のある大菅原長長・長貞の訓説を校合した本と親本として生まれ、その後間もなく、同じ仁和寺の僧の手で仁和寺所傳の諸記録を參考した仁和寺門跡等の清頂作法が、その紙背に書加えられて、恐らくそのまま仁和寺に傳つて今會に至つたものであろう。

# 訓み下し文(全文)

秦 宋 楚 韩 王

## 凡例

一、原文のラコト點を平假名で表わし、假名は現行の片假名で表わす。私に補って讀んで所は、片假名(カタカナ)に包んで表わした。動詞に訓む漢字に「て」のラコト點のみの所は、音便が否か不明なので「富では」のよう

に活用語尾を補わなかつた。

漢字の字体は通行の舊字体に従つゝを原則とした。

一、原文の返點の宋「一・ニ」「二・キ」は、訓み下し文

にみりても、原の簡字(漢字の左傍)下に示したが、雁點

は省略した。

不讀の漢字は「」に包んで示し、訓み下し文に残し

た。

一、同一箇所に二訓あるものは、一訓を以て訓み、別訓

を「イ左訓

」の如くにして示した。別訓には、管

原家訓と考えられるものを採つたが、必ずしも厳密では

ない。

一、各行頭字を「」で示し、その上欄に、1510…の如く通じの行數を示した。改行は原本の朱僉符による。

貞元々和(ノ)「之」際に<sub>晋</sub>長安中に在(リ)。聞<sub>キ</sub>見<sub>ル</sub>

「之」間に悲一歎スルに足レル者有(リ)。因て直<sub>ナシ</sub>其事を歌<sub>ハシマサシ</sub>ウテ命<sub>メシマサシ</sub>ケテ秦<sub>チ</sub>中吟<sub>ミマサシ</sub>と爲<sub>ス</sub>

關中爲秦中

天下に正の聲「イ正一聲」無シ、耳を悦(ハ)シムルを即

(チ)、<sub>ナシ</sub>樂<sub>ハシマサシ</sub>と爲<sub>ス</sub>。人間に正一色無シ、目を悦(ハ)シ

ムル<sub>ハシマサシ</sub>を即(チ)妹<sub>ハシマシ</sub>「イ左訓ウルワシ」と爲<sub>ス</sub>。顏色相

互<sub>ハシマサシ</sub>に非<sub>ス</sub>、食<sub>ハシマサシ</sub>富<sub>ハシマサシ</sub>則<sub>ハシマサシ</sub>殊<sub>ハシマサシ</sub>ニ<sub>ハシマサシ</sub>有<sub>ス</sub>。

食<sub>ハシマサシ</sub>（シクシ）ては時<sub>ハシマサシ</sub>爲<sub>ス</sub>（ミ）弃<sub>ハシマサシ</sub>（テ）所<sub>ハシマサシ</sub>、富<sub>ハシマサシ</sub>ては

時の爲ニ趁ラ所。紅一樓の富一家の女、金綾シ

「イ金一綾」繡羅の補セリ「イ左訓補カリ」。入を

(上欄) 補余及說文姬衣也又云粗衣襍類

10「見手<sup>タマフチ</sup>不<sup>メ</sup>、<sup>タマフチ</sup>不<sup>メ</sup>、<sup>タマフチ</sup>不<sup>メ</sup>」<sup>ト</sup>「イ左訓ハビオコレ

リ」「イ右訓嬌癡ナリ」「イ左訓嬌癡」二八の初。

11「母兄未<sup>タ</sup>口を開<sup>カキタル</sup>に、已に嫁<sup>ク</sup>こと須<sup>史</sup>

タモアラ「イ左訓須<sup>史</sup>ガラ」不<sup>メ</sup>、「絶忘<sup>スル</sup>の貪家<sup>の</sup>女、  
(楚辭文)

12「<sup>タシ</sup>寂莫<sup>トシ</sup>て「寂莫<sup>タリ</sup>」二十餘・「荆<sup>トシ</sup>ノ「イ左訓ホト

ロ」<sup>ノ</sup>「鉄<sup>クシ</sup>は鐵<sup>トシ</sup>不<sup>メ</sup>、衣<sup>ノ</sup>上に眞珠<sup>ミシラ</sup>無<sup>シ</sup>。<sup>タラ</sup>」

14「<sup>タラ</sup>回<sup>カ</sup>「イ左訓イクカ「リカ」人「故」嫂<sup>ハ</sup>レト注「イ

左訓ヨハムトシ」「イとシ<sup>シ</sup>て」日<sup>ノ</sup>臨<sup>テ</sup>て又<sup>タマフチ</sup>跡<sup>ス</sup>也  
(上欄) 正改文娶也

21「民<sup>ス</sup>濟<sup>フ</sup>「濟<sup>ス</sup>」、生民、布<sup>一</sup>帛<sup>モ</sup>理<sup>ル</sup>「イ理<sup>ス</sup>」。

15「<sup>タラ</sup>嫁<sup>スル</sup>」。主人、良媒<sup>ス</sup>に會<sup>ス</sup>て酒を置<sup>ケ</sup>玉<sup>ス</sup>

16「壺<sup>スル</sup>に滿<sup>タリ</sup>。四座、且<sup>ク</sup>飲<sup>ム</sup>こと勿<sup>シ</sup>、我<sup>ガ</sup>兩<sup>一</sup>途<sup>歌<sup>ハ</sup></sup>むを聽<sup>ケ</sup>。富<sup>ミ</sup>家の女は嫁<sup>キ</sup>易<sup>シ</sup>、

嫁<sup>ス</sup>こと早<sup>ヤカ</sup>ナレハ「イ左訓スマヤカニシテ」「ハ

ヤケレ」は「其<sup>ノ</sup>夫<sup>ヲ</sup>輕<sup>ツ</sup>ル。食<sup>シ</sup>キ家の女は嫁<sup>ス</sup>

17「<sup>タシ</sup>難<sup>シ</sup>、嫁<sup>ス</sup>こと晚<sup>ク</sup>レは「飛<sup>ハシ</sup>姑<sup>ハシメ</sup>」孝<sup>アリ</sup>。  
(墨紙)

18「<sup>タシ</sup>聞<sup>クナラク</sup>君<sup>カ</sup>娶<sup>ハシメ</sup>スルことを欲<sup>スル</sup>モノナラハ。

19「<sup>タラ</sup>厚<sup>キ</sup>地<sup>ノ</sup>桑<sup>一</sup>麻<sup>モ</sup>を植<sup>エ</sup>タリ。用<sup>ギル</sup>所<sup>ハ</sup>、生<sup>ス</sup>」

<sup>22</sup> 末(ナル)所は、一身ミ活フ。『身の外ニハ「外ニ」狂

賦に充ツ、上は以て君が親奉ル「イ左訓 タテマツル」。

<sup>23</sup> 「國家、兩<sup>ノ</sup>稅を「イ左 欄<sup>ヲ</sup>兩稅」定ム、本<sup>ノ</sup>意「本

<sup>24</sup> 「誠て未<sup>(タ)</sup>既<sup>(シ)</sup>成<sup>(ラバ)</sup>未<sup>(タ)</sup>、蘇<sup>(ス)</sup>ミ給<sup>(リ)</sup>て未<sup>(タ)</sup>行<sup>(ガ)</sup>  
「ト<sup>シ</sup>稽<sup>(シ)</sup>」に盈<sup>(タ)</sup>未<sup>(タ)</sup>。里<sup>(リ)</sup>の骨<sup>(コナ)</sup>我を追<sup>(シ)</sup>テ納<sup>(シ)</sup>レシム。  
(全編)周禮有周吉々長也

<sup>25</sup> 襲<sup>(モダニ)</sup>巡<sup>(ス)</sup>スルことを許<sup>(シ)</sup>不<sup>(シ)</sup>。歲暮<sup>(ヒテ)</sup>天一地閑

<sup>26</sup> 「意」人を憂<sup>(ヘ)</sup>シムルに在<sup>(リ)</sup>。『歎<sup>(タ)</sup>初<sup>(タ)</sup>其<sup>(ア)</sup>淫

院<sup>(ク)</sup>、明<sup>(ラカ)</sup>に内外の臣に勅ス。『稅<sup>(オホチ)</sup>「イ左 稅」

<sup>27</sup> ナ<sup>(シ)</sup>タリ、陰<sup>(カ)</sup>風<sup>(カ)</sup>か、生ル、破<sup>(ル)</sup>村<sup>(ヒ)</sup>。夜深<sup>(シ)</sup>  
ノシ<sup>(シ)</sup>て煙大盡<sup>(キ)</sup>又「イ左訓 盡<sup>(キ)</sup>タリ」、霰<sup>(ス)</sup>雪<sup>(ス)</sup>

の外<sup>(ノ)</sup>に一等<sup>(シ)</sup>を加<sup>(フ)</sup>、皆<sup>(ハ)</sup>枉<sup>(カ)</sup>法<sup>(ウカ)</sup>「枉<sup>(カ)</sup>法」を以

<sup>28</sup> (テ)論<sup>(ス)</sup>「右訓 論<sup>(ス)</sup>」。奈<sup>(カ)</sup>何<sup>(シ)</sup>「イ左訓 ナソ」、

<sup>29</sup> 白<sup>(ラシ)</sup>て紛<sup>(タタキ)</sup>タリ。幼<sup>(トキ)</sup>者「イ左訓 フサハナキ<sup>(ス)</sup>  
は形<sup>(シ)</sup>を敬<sup>(ガ)</sup>サ不<sup>(ハ)</sup>〔敬<sup>(ガ)</sup>とその訓は右傍による。本文「敬<sup>(ガ)</sup>」〕

歲<sup>(シ)</sup>月<sup>(シ)</sup>の久<sup>(シ)</sup>シて貪吏<sup>(シ)</sup>因<sup>(シ)</sup>脩<sup>(スル)</sup>こと得<sup>(タル)</sup>

<sup>30</sup> 「イ左訓 (ラル)コト」我<sup>(ハ)</sup>浚<sup>(シテ)</sup>「イ右訓 我ヲ浚<sup>(リ)</sup>」  
思潤及<sup>(シテ)</sup>上欄<sup>(シテ)</sup>思潤及須<sup>(シテ)</sup>取我

以<sup>(シ)</sup>て寵<sup>(シテ)</sup>求<sup>(ム)</sup>、僉<sup>(シテ)</sup>素<sup>(ム)</sup>ルこと、冬<sup>(シ)</sup>春<sup>(シ)</sup>と無<sup>(シ)</sup>シ。謂

財<sup>(シテ)</sup>以<sup>(シテ)</sup>自生又深<sup>(シテ)</sup>傳子浚<sup>(シテ)</sup>以<sup>(シテ)</sup>生子汗<sup>(シテ)</sup>後取<sup>(シテ)</sup>也。言我財<sup>(シテ)</sup>以<sup>(シテ)</sup>自生也。

<sup>31</sup> 一端<sup>(シ)</sup>寒<sup>(シ)</sup>氣與<sup>(シ)</sup>、併<sup>(シテ)</sup>「イ左訓 ミナ」、鼻<sup>(シ)</sup>中<sup>(シ)</sup>に  
入<sup>(シ)</sup>て辛<sup>(シ)</sup>。昨<sup>(ノ)</sup>日<sup>(ノ)</sup>の殘<sup>(シ)</sup>稅<sup>(ヲ)</sup>「イ左 残稅<sup>(ヲ)</sup>」輸<sup>(シ)</sup>

ス、因て官庫の門を窺フ。「縉一<sup>ノ</sup>弟<sup>ノ</sup>弟<sup>ノ</sup>」は山の如<sup>(ク)</sup>に積

疾陵及

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

36 レリ、絲一綿は雲の毛<sup>(ヲ)</sup>レルに似タリ。「號<sup>(シテ)</sup>」て美一餘の  
陵衡及厚也。

37 「イ左訓 美餘」物と鳥、月に隨<sup>(フ)</sup>て至尊に獻ル。我が

38 身<sup>(シテ)</sup>上の煖<sup>(ヒ)</sup>を奪<sup>(ハ)</sup>て爾<sup>(シテ)</sup>が眼<sup>(メ)</sup>の前<sup>(モ)</sup>恩<sup>(ムカシ)</sup>を買<sup>(フ)</sup>。瓊<sup>(ヒョウ)</sup>林<sup>(リ)</sup>

瓊<sup>(ヒョウ)</sup>瓊<sup>(ヒョウ)</sup>

43 トシ<sup>(シテ)</sup>青一煙<sup>(シヤン)</sup>を起<sup>(ス)</sup>ス・「洞一房ハ溫<sup>(カニ)</sup>シテ且<sup>(マ)</sup>清シ、  
寒一暑<sup>(コホ)</sup>千ス<sup>(シヤン)</sup>シ能<sup>(ハ)</sup>不<sup>(ハ)</sup>。」高亭虛<sup>(ミクシ)</sup>シテ且<sup>(マ)</sup>、  
44 遍<sup>(ハシ)</sup>カナリ。坐<sup>(ス)</sup>臥<sup>(ス)</sup>に南山を見<sup>(ル)</sup>。廊<sup>(ロ)</sup>と「繞<sup>(ヒル)</sup>ハ、柴

45 藤の架<sup>(カシラ)</sup>「イ左訓 マセ」、砌<sup>(スル)</sup>を爽<sup>(メル)</sup>ハ、紅葉の欄<sup>(ラブ)</sup>。

46 枝<sup>(シダ)</sup>を「攀<sup>(ハシ)</sup>て櫻一桃<sup>(モモ)</sup>を摘<sup>(ハシ)</sup>ム「イ左訓 トル」花<sup>(ヒメ)</sup>を帶<sup>(ハシ)</sup>て舞<sup>(ス)</sup>

47 を移<sup>(シ)</sup>セリ。「主人、此ノ中<sup>(モ)</sup>に坐<sup>(ス)</sup>リ、才<sup>(タキ)</sup>載<sup>(シ)</sup>テ、大官

48 爲<sup>(ス)</sup>リ。『厨<sup>(クモリ)</sup>』<sup>(クモリ)</sup>「イ厨<sup>(クモリ)</sup>ト」<sup>(クモリ)</sup>覓<sup>(ハシ)</sup>一販<sup>(ハシ)</sup>レタル「イ左訓 ク

49 外<sup>(モ)</sup>に廻<sup>(ハシ)</sup>環<sup>(ハシ)</sup>レリ「イ左訓廻<sup>(ハシ)</sup>環<sup>(ハシ)</sup>セリ」。『厨<sup>(クモリ)</sup>』<sup>(クモリ)</sup>覓<sup>(ハシ)</sup>一販<sup>(ハシ)</sup>六七

50 サリヤフレ<sup>(タル)</sup>「タル」肉有<sup>(リ)</sup>、庫<sup>(クモリ)</sup>貰<sup>(ハシ)</sup>一朽<sup>(タル)</sup>。朽<sup>(タル)</sup>とその訓は左傍。本文「櫻<sup>(スル)</sup>ム」録有<sup>(リ)</sup>。

「誰が能く、我が語を將テ「て」爾か骨肉の間を問

カキタリ。

正に朝(ア)下りて歸(カ)に逢(ヒ)たり、軒(カ)

五門の西に。是(ア)時に天久シテ陰リテ、三日、

雨凄々。驢(イ)驢(イ)は路(カ)隣(リ)て立

寒(ス)を救(スル)。不(ア)如何ソ一身奉(シテ)直(ア)ド千年を保

(タ)むと故(スル)。見(ア)不ヤ、馬家の宅(ア)、今奉(一)城園(ト)

作(リ)たるを「イ右訓ナリタル」。

廻(カ)巻(カ)の飢(ア)寒(ア)の士(ア)、門(ア)を出(ス)て甚(ア)極(カ)タリ、志(ア)

氣(ア)在(リ)と云(ア)こと「難(モ)、豈(ミ)顏(ア)一色の位(ト)」

に「イ右訓位(ルヲ)」免(シ)むヤ。「平生の同一門の友、

籍(ア)を通(ス)て金一闋(ア)に在(リ)。「曩(カ)者(ア)の膠(ア)一漆(ア)契(ア)

雨(ヨリカ)と、雲雨(「雨」は右傍による。本文「雨」)勝(ア)

タ(キニシ)、此ノ如シ、君(ア)が獨(リ)、慘(カ)凄(スル)ノミ

非(ス)「イ君(ア)ノミ獨(リ)、慘(カ)凄(スル)ニ非(ス)」。

「死生スルコト變(ア)不(ル)者(ア)は、唯聞(ア)、住(ア)

黎與「イ左訓與有」

(下欄) 任公叔旅達

<sup>65</sup>「ゼニシテ「而」致仕スルをは、禮一法に明、文有レ

「君の門ト入ル。誰か富貴を愛ハサラム〔不〕」「イ

左アセサラム」、誰か君の恩を戀(ヒ)不(ヲ)む。

トモ。「何ソ乃チ、榮々貪<sup>ル</sup>者、斯の詳<sup>ラ</sup>聞<sup>リ</sup>不<sup>可</sup>

<sup>66</sup>「年高<sup>ミナ</sup>ハ、「イ左訓高<sup>ミシテ</sup>」「は」須<sup>ミテ</sup>

か如<sup>ミ</sup>スル。濟<sup>ム</sup>」「可シハ九十に<sup>シ</sup>て齒<sup>ハ</sup>墮<sup>オ</sup>

<sup>67</sup>「老<sup>ミ</sup>請<sup>フ</sup>須<sup>シ</sup>シ、名遂<sup>ケテ</sup>「イ左訓遂<sup>ミテ</sup>」「遂

チ<sup>ル</sup>て雙<sup>ル</sup>眸<sup>ノ</sup>昏<sup>キ</sup>ことを「イ左訓ラシ」。「朝ノ露

<sup>68</sup>「クレ<sup>ハ</sup>身<sup>ミ</sup>退<sup>シ</sup>」「合シ、「少<sup>シ</sup>時<sup>ミハ</sup>「イ時ト」

「朝<sup>一</sup>露<sup>ニ</sup>名<sup>一</sup>利<sup>ミ</sup>養<sup>ル</sup>」、夕<sup>ノ</sup>陽<sup>タ</sup>陽<sup>ニ</sup>子<sup>一</sup>

<sup>69</sup>共<sup>ニ</sup>嘆<sup>ヒ</sup>一<sup>シ</sup>請<sup>シ</sup>カトモ「イ左訓嘆<sup>ヒ</sup>請<sup>リ</sup>」、晚<sup>ノ</sup>旅<sup>ト</sup>

孫<sup>ミ</sup>憂<sup>ミ</sup>。冠<sup>ミ</sup>挂<sup>ケ</sup>ムトシテ「イ左訓カケテ」「挂<sup>テ</sup>は」

<sup>70</sup>は多<sup>ミ</sup>因<sup>リ</sup>脩<sup>フ</sup>。「賢<sup>ミ</sup>哉<sup>ミ</sup>漢<sup>ニ</sup>二疎<sup>、</sup>彼<sup>、</sup>

翠<sup>ノ</sup>綏<sup>ミ</sup>「翠<sup>ト</sup>綏<sup>ラ</sup>」顧<sup>ミ</sup>ル、車<sup>ミ</sup>懸<sup>ミ</sup>て朱<sup>ミ</sup>

(主欄) 綏<sup>ミ</sup>儒僕<sup>ミ</sup>也

輪<sup>ミ</sup>惜<sup>シ</sup>ム。金<sup>一</sup>章<sup>ミ</sup>腰<sup>ミ</sup>勝<sup>ヘ</sup>不<sup>レ</sup>ハ「イ左訓不<sup>レ</sup>

<sup>71</sup>の去<sup>シ</sup>塵<sup>「去ト塵」</sup>に鑑<sup>ク</sup>矣<sup>シ</sup>。

トモ」「不<sup>レ</sup>、偃僕<sup>ミ</sup>シ「イ左訓偃<sup>シ</sup>僕<sup>ミ</sup>と<sup>シ</sup>て」

<sup>72</sup>「第五紙」  
「勲<sup>ミ</sup>德<sup>ミ</sup>既<sup>ト</sup>下<sup>リ</sup>裏<sup>テ</sup>文章<sup>亦</sup>、陵<sup>ミ</sup>夷<sup>シ</sup>タリ「イ左

"陵夷ス"。但シ見ル、山中の石々、立て路の旁

<sup>33</sup>たウ「イ左訓傳フ」。「古石の蒼苔の字、安ソ是の愧

<sup>32</sup>碑と作レルヲ。熟ニ銘(スレ)は「イ左訓銘セルコトハ」

1詞ナリト云ハヨトミ「イ左訓愧<sup>ハモ</sup>詞<sup>(ヲ)</sup>」知<sup>(ミ)</sup>む

悉<sup>(ア)</sup>ト太公<sup>(タケ)</sup>、徳を叙<sup>(フ)</sup>レハ「イ左訓ノヘタルフ

<sup>34</sup>(ヤ)。「我聞<sup>(フ)</sup>、望<sup>(ム)</sup>紅の縣に、麴<sup>(ク)</sup>の「人」令

"トハ"、皆、仲尼<sup>(タヌ)</sup>ナリ。復<sup>(ハ)</sup>多キを以て責<sup>(ム)</sup>ト爲<sup>(ス)</sup>、

<sup>35</sup>淳斬<sup>ミ</sup>撫<sup>(テム)</sup>ことを。官に在て仁政有<sup>(リ)</sup>、

<sup>30</sup>千言直萬<sup>(モ)</sup>貨<sup>(シテ)</sup>財也<sup>(モ)</sup>。文<sup>(シテ)</sup>爲<sup>(ム)</sup>ルコト、彼、何人<sup>(シ)</sup>、

名<sup>(シテ)</sup>京師に聞<sup>(エ)</sup>不<sup>(リ)</sup>。身没<sup>(シテ)</sup>歸<sup>(ス)</sup>葬<sup>(ラシム)</sup>。

筆<sup>(シテ)</sup>下<sup>(ス)</sup>「イ左訓<sup>(ハ)</sup>タシケム」時<sup>(シテ)</sup>見<sup>(ム)</sup>こと<sup>(オモ)</sup>想<sup>(フ)</sup>

ト」「イ葬<sup>(ラシム)</sup>故<sup>(ル)</sup>に、百姓、路<sup>(シテ)</sup>岐<sup>(ス)</sup>を遮<sup>(ル)</sup>。

<sup>31</sup>テ「イ左訓オモフ」。但シ愚者<sup>(アサケ)</sup>の悦<sup>(ハ)</sup>むことを

輶<sup>(シテ)</sup>去<sup>(ル)</sup>こと得<sup>(リ)</sup>不<sup>(可)</sup>此<sup>(シテ)</sup>江<sup>(ホトリ)</sup>湄<sup>(ミ)</sup>に留<sup>(メ)</sup>

放<sup>(ス)</sup>入<sup>(ス)</sup>「イ左訓<sup>(ハト)</sup>オモフ」、賢者<sup>(アサケ)</sup>の<sup>(アサケ)</sup>ラム<sup>(ム)</sup>ことを

葬<sup>(ラシム)</sup>レリ。今<sup>(ミ)</sup>至<sup>(ル)</sup>マテに、其<sup>(ノ)</sup>名<sup>(シテ)</sup>道<sup>(ス)</sup>に、男女

<sup>32</sup>「イ左訓ワラ<sup>(ハコトヲ)</sup>」思<sup>(ハ)</sup>不<sup>(可)</sup>。豈<sup>(ミ)</sup>獨<sup>(リ)</sup>

涕<sup>(シテ)</sup>皆<sup>(タクル)</sup>「イ左訓オツ」。人の碑<sup>(モリ)</sup>碣<sup>(ケツ)</sup>を立<sup>(ツル)</sup>。

賢者<sup>(アサケ)</sup>の嘆<sup>(フ)</sup>ノミナラムヤ、仍<sup>(シテ)</sup>後<sup>(タメ)</sup>代<sup>(タメ)</sup>の疑<sup>(シテ)</sup>傳<sup>(ス)</sup>

<sup>33</sup>無<sup>(シ)</sup>、唯<sup>(シ)</sup>色一人の知<sup>(ル)</sup>ノミ有<sup>(リ)</sup>。麴<sup>(ク)</sup>の令<sup>(ス)</sup>名<sup>(ス)</sup>、

土信<sup>(シテ)</sup>陵<sup>(ス)</sup>

12 意氣驕て路に満テリ、鞍一馬は光、塵を照す「ス」。

98 「清一歌（シテ且）唱へき罷ム、紅一袂は亦、舞を停  
已西文

91 情問フ、何鳥者ソ、人稱（コラク、是シ内一

99 ム。趙一叟、五一絃を抱キ、宛轉シ「宛」轉

92 臣ナリト、「朱綾は皆大夫なり、紫綾は或ハ將軍

100 シテ「胸に當（テ）て撫ツ。」大ナル聲は粗音で

93 なり。軍中の宴に、諺（ホリモチ）起フに、馬を走（ハシ）シメて去サ

101 散ケタルが若シ、颯々と（シテ）風は雨に和す。小聲

94 ルコト「こと」雲の如シ。「蹲（クニ）墮（ハシ）に九一臨（ハシ）を溢（ハシ）テタリ

102 は細（タシ）て絶ヘナムト「ひと」放、切々と（シテ）鬼

95 「溢（ハシ）セ（ハ）」、水一陸（ハ）珍（ハシ）を羅（ハシ）ネタリ。「某（ハシ）洞

103 神の詰（モカタニ）アリ「イ左訓モノカタラヒス」。又、鵠（ハシ）

96 庭の橋を辟（ハシ）キ「イ左訓ヒサキ」、鱈（ハシ）は天一池の鱈（ハシ）を

104 の喜（ハ）を報（エル）ガ「イ報（ハシ）ハ喜（ハシ）フカ如シ、轉

97 切レリ。食、飽（ハシ）て色、月（ハ）若（ハシ）ナリ、酒、醉（ハ）ニ（シテ

シテ「イ左訓、ウタ」、猿（ハシ）啼（ハシ）の苦（ハシ）を「イ右訓、苦（ハシ）

98 気、益（ハシ）振（ハシ）す。是（ハ）歲（ハシ）、江南（ハシ）旱（ハシ）シテ、衢（ハシ）州（ハシ）

105 ヒヲ」作ス。「十の指（ハシ）定（ハシ）音無（ハシ）シ。宮（ハシ）、徵（ハシ）、羽（ハシ）

106 を顛（ハシ）倒（ハシ）す。「坐（ハシ）一客（ハシ）、此（ハシ）聲（ハシ）を歸（ハシ）て形（ハシ）神（ハシ）主（ハシ）人（ハシ）、人（ハシ）を食（ハシ）フ。

107 を顛（ハシ）倒（ハシ）す。「坐（ハシ）一客（ハシ）、此（ハシ）聲（ハシ）を歸（ハシ）て形（ハシ）神（ハシ）主（ハシ）人（ハシ）、人（ハシ）を食（ハシ）フ。

無<sup>キ</sup>が苦シ。「行客、此<sup>ニ</sup>聲を聞て足を駐<sup>メ</sup>て

舉<sup>ハ</sup>ルこと能<sup>ハ</sup>不<sup>。</sup>「嗟<sup>ア</sup>々、俗人の耳、今を好<sup>て</sup>

古<sup>ミ</sup>好<sup>ミ</sup>不<sup>。</sup>「所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>北窓の琴、日々に塵<sup>ヲ</sup>

生<sup>ス</sup>。」

秦<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>歲、云<sup>ニ</sup>春<sup>ニ</sup>又、大<sup>ニ</sup>雪、皇州<sup>ニ</sup>滿<sup>テ</sup>リ、雪

ノ中<sup>ニ</sup>朝<sup>ヨリ</sup>退<sup>ス</sup>ル、「イ左訓シリソイ花<sup>モ</sup>」者、朱紫

盡<sup>ト</sup>、公<sup>一</sup>侯<sup>ナ</sup>リ。「貴<sup>フシ</sup>」ては風<sup>一</sup>雪<sup>の</sup>興<sup>有<sup>リ</sup></sup>。

富<sup>ト</sup>ては飢<sup>一</sup>寒<sup>の</sup>憂<sup>無<sup>シ</sup></sup>。營<sup>ス</sup>ル所<sup>は</sup>、唯<sup>第</sup>宅、

勢<sup>ム</sup>所<sup>は</sup>、追<sup>一</sup>遊<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>)。「朱輪の車馬の客、紅

燭<sup>の</sup>「ノ」歌舞の樓、「歡、酣<sup>テ</sup>て密<sup>一</sup>座<sup>を</sup>」<sup>(左上)</sup>促<sup>ス</sup>

ツ<sup>ノ</sup>、醉<sup>ミ</sup>燒<sup>カニ</sup>して重裘<sup>キツカ</sup>を脱<sup>フ</sup>。「秋官」「秋  
官」<sup>(墨紙)</sup>は主人爲<sup>リ</sup>、廷尉<sup>は上頭</sup>に居<sup>リ</sup>。「日<sup>ノ</sup>中

マテド<sup>ヒ</sup>樂<sup>フ</sup>こと爲<sup>フ</sup>、「イ右訓ナヌ」、夜<sup>半</sup>マテ

ニ「マ<sup>ニ</sup>」休<sup>ス</sup>、「と能<sup>ハ</sup>不<sup>。</sup>」豈<sup>ニ</sup>知

リケムヤ、閼<sup>ヒン</sup>鄉<sup>ノ</sup>の獄<sup>ニ</sup>、「獄<sup>ノ</sup>」中<sup>ニ</sup>凍<sup>イ</sup>死<sup>ミ</sup>

岐<sup>ノ</sup>縣<sup>在</sup>私<sup>農</sup>

たる囚<sup>ハシヒト</sup>月<sup>ムコトヲ</sup>

帝<sup>ノ</sup>城<sup>ニ</sup>、春暮<sup>シ</sup>むと欲<sup>、</sup>詣<sup>タ</sup>と<sup>シ</sup>て車馬度<sup>ス</sup>

ル。「共<sup>ニ</sup>道<sup>フ</sup>、牡丹<sup>ノ</sup>時<sup>を</sup>」「牡丹<sup>ノ</sup>時<sup>を</sup>道<sup>フ</sup>」、相

隨<sup>テ</sup>花<sup>を</sup>買<sup>フ</sup>去<sup>フ</sup>又、「花<sup>を</sup>買<sup>フ</sup>テ去<sup>フ</sup>

リ)。「貴<sup>フシ</sup>賤<sup>サ</sup>、常<sup>ニ</sup>價<sup>無<sup>シ</sup></sup>。直<sup>ニ</sup>酬<sup>イ</sup>て花<sup>の</sup>數

120 を看(ル)。『灼々たる百一才の紅、变々たる五一色の  
素。』「上には幄幕を張て庇セリ。旁には巴籬を織  
121 リて護ル。」水、灑(シクシ)て復泥一封す「ス」。

122 移來て色故キカ如シ。『家々習て俗を爲す、  
123 人々迷て悟ラ不。』<sup>ヒトリ</sup>の田舎の「」翁有リ、  
124 偶、花を買フ處に來レリ。頭を位レして獨リ

125 \*「」の左に「」あり  
御所北窓奉授了

本奥云

文治四年三月十九日侍禪定大王御讀於大聖院

御所北窓奉授了

散位從四位上藤原敦経

又云

建保元年九月廿日記長良讀予往來雖傳教説要點  
少々依有相違重今尋伺管說也

### 模刻本文補訂

歌のヲコト點は「む」を見られる

16行

原也

35行

厚也

25行

去下塵

——

去下塵

——

厚也

98行

紅被

——

紅被

(「ば」を加フ)

100行

風(清風)

——

風(「ば」のヲコト點)

(「ば」を加フ)

112行

紅燭

——

紅燭

(「ば」の左の末は汚點)

(「ば」を加フ)

延慶二年五月十一日 以極秘本書寫了

阿闍梨祐惠

秦中吟十首

并序

史記賈人  
劉政說曰。<sup>①</sup>  
如淳注  
東人鬻婦  
中華書局  
間有是悲歎者。自直歌其事。命為秦  
中吟。

中吟

夫

下無

一聲悅

耳

昂

等

娛

人間

無

正色悅

目

昂

為

殊

空

顏色

非

相遠

貧富

則

有

殊

空

貧爲時所

棄

富爲時所

逐

襦

富家

女金綾

繡

譁

文姬述  
人卷說

紅樓

富家

女金綾

繡

譁

襦

分章

第

又云短衣  
襖之歌

見人不饑手高  
母兄采開口已嫁不湏一快  
綠空金釵楚箋  
貧家女寐算二十餘珠  
下蓮錢衣上無真珠  
人故供財臨  
貧家女寐算二十餘珠  
正啟筆樂樂曲圖  
主人會良媒  
四一座且勿飲聽  
富家女易嫁嫁  
貪家女難嫁嫁  
晚孝於姑夫

27

26

25

24

23

22

21

20

19

思潤及源也  
取我財以  
自生又深  
老傳子後  
塗于汗

奈  
我

何

以歲

求月

寵

久

索吏

無冬春

得日

法

論

稅款

外初

加防

其淫

一等皆

以

枉法

臣論

臣

臣

臣

國

家

空定

兩稅本

意

勅

內

外

臣

臣

臣

身外

充

征賦上

以

奉

君

親

人

人

人

人

厚

地

植

布

第

所

求

濟

用

用

用

聞

君

欲

娶

婦

最

女

婦

如

音

心

聞

君

欲

娶

婦

最

女

婦

如

如

36 35 34 33 32 31 30 29 28

後惡言也。我贊首三者，禮有周。

織紝未成延緣絲未盈行。

歲暮里月迫我納不許。

暫返凡。

未成延緣絲未盈行。

暫返凡。

歲暮里月迫我納不許。

暫返凡。

歲暮里月迫我納不許。

夜深煙火盡。

天地闊陰風。

盡霧散一雪。

天地闊陰風。

盡霧散一雪。

歲暮天。

天地闊陰風。

盡霧散一雪。

天地闊陰風。

盡霧散一雪。

幼割者。

形不散。

老者。

體無溫。

老者。

悲端。

與寒氣併。

入鼻中。

體無溫。

老者。

眇目。

輸錢一稅。

如山積絲綿。

入官庫門。

體無溫。

繢疾陵及。

如山積絲綿。

入官庫門。

體無溫。

老者。

予爲少。

羨餘物隨。

如山積絲綿。

入官庫門。

體無溫。

予爲少。

羨餘物隨。

如山積絲綿。

入官庫門。

體無溫。

雜 我 身 上 煙 余 眼 前 恩  
 進 入 墓 環 游 豊 廪 叢 久 化 爲 墟 ト  
 誰 家 起 久 甲 第 朱 門 大 道 ⑩ 遊  
 豊 屋 中 檻 三 二 丁 一 一 一 一 一  
 田 稲 一 二 六 七 堂 檻 一 宇 相 連 一  
 一 堂 費 芳 一 百 萬 館 爵 一 起 芳  
 同 一 房 溫 且 清 寒 一 暑 不 能 一  
 高 亭 虞 且 遊 坐 卧 見 南 山 于 芳  
 繞 廊 紫 藤 架 交 研 紅 藥 欄 103

54

53

52

51

50

49

48

47

...

桑枝 桔櫻 櫻桃 帶花 移牧 丹。<sup>104</sup>  
 主人此中坐十載為大官。  
 廚有餽物 故我語問余骨肉間。  
 誰能將<sup>ナリ</sup>我語問余骨肉間。  
 壴無窮一蹙者忍不救<sup>ル</sup>亂飢寒。  
 頭有貲<sup>ツラギ</sup>一櫻<sup>ヤマモモ</sup>錢。  
 廚有肉庫有骨肉間。  
 廕<sup>カニ</sup>不<sup>ヤ</sup>如<sup>ハ</sup>何<sup>シ</sup>奉<sup>ム</sup>一<sup>シ</sup>身<sup>ヲ</sup>道<sup>ク</sup>今<sup>ハ</sup>欲<sup>シ</sup>不<sup>可</sup>救<sup>ル</sup>亂<sup>ハ</sup>飢<sup>ハ</sup>寒<sup>ハ</sup>。  
 雖<sup>ニ</sup>志<sup>ム</sup>氣<sup>ム</sup>在<sup>ス</sup>豈<sup>ム</sup>免<sup>ム</sup>顏<sup>ム</sup>一<sup>シ</sup>色<sup>ヲ</sup>徑<sup>ム</sup>。  
 志<sup>ム</sup>氣<sup>ム</sup>在<sup>ス</sup>豈<sup>ム</sup>免<sup>ム</sup>顏<sup>ム</sup>一<sup>シ</sup>色<sup>ヲ</sup>徑<sup>ム</sup>。

63 62 61 60 59 58 57 56 55

平生同門友通籍在金闕。  
曩者膝一漆契余來雲雨勝。  
正逢下朝歸軒騎五問西。  
是時天久陰三日雨淒苦。  
迴避路立肥馬當風嘶。  
蹇驢一驢忘步相識古道上。  
昔年頭驢忘步相識古道上。  
今日洛陽社會貪賤獨隨。  
君面隣相提携。

72 71 70 69 68 67 66 65 64

纓  
儒  
僕  
文

死一生不變者唯聞任子與黎逢任公孫  
七斗而致仕禮一法有明文スルト  
可憐ハラハラ八九斗齒墮雙眸マツコ如不聞ノモニ  
朝一露貪名利シテ一陽憂子孫タチ  
挂冠領翠スズクニ一縷懸車惜朱輪タチ  
金章繫スル不勝愧ハラハラ一縷入君門タチ  
誰木受スル篇貴誰木戀君恩タチ  
年高須請老名遂合退身トケテ

73

少一時二年

嵩一詣晚一歲

夕同脩

賢哉

漢二疎彼

獨是何人

寐一寢

東門路無人

繼去塵

勲一德

既下，裏文

章亦陵夷

但見

山中石立作

路旁碑

銘勲

悉太公叙德

背仲尼

復以多

為責千言真萬言

即移財也

爲文彼何人

想其覽

下筆時

但歎愚者

不思

賢者嗤



借トフ

問メシ

何ナニシ

爲ナリ

者モノ

人ハナダ

稱ナラフ

是ナリ

內ナカニ

臣ナガリ

朱スミ

紺スミ

背ヌカ

大タケ

夫タケ

紫スミ

綬スミ

惑スミ

將スミ

軍スミ

誇ホヨリ

迹オモリ

車カマ

中カマ

宴カマ

走カマ

馬カマ

去カマ

如カマ

雲カマ

樽カマ

罍カマ

盞カマ

九カマ

醯カマ

冰カマ

陸カマ

羅カマ

八カマ

珍カマ

菓カマ

辟カマ

洞カマ

庭カマ

橋カマ

輿カマ

會カマ

切カマ

天カマ

池カマ

鱗カマ

食カマ

飽カマ

色カマ

目カマ

若カマ

酒カマ

酣カマ

多カマ

氣カマ

益カマ

振カマ

是カマ

歲カマ

江カマ

南カマ

旱カマ

衢カマ

一カマ

州カマ

人カマ

食カマ

清カマ

歌カマ

且カマ

罷カマ

唱カマ

紅カマ

袂カマ

一カマ

袂カマ

六カマ

停カマ

趙カウ

叟カウ

抱カウ

五カウ

絃カウ

宛カウ

轉カウ

蓄カウ

當カウ

胸カウ

撫カウ

109

108      107      106      105      104      103      102      101      100

109

110

雪中退朝者朱紫蓋公後トガルヨリ  
貴有風雪興偏無飢寒憂ツクシタケルヨリ

所トコロ營ヨウイ

牙兒

唯

弟

宅

所トコロ勢テイ

在

追ツキ遊ヨウ

朱

輪

車

馬

客

紅

燭

歌

舞

樓

秋

歡

酣

促

爲ハシメル

密

座

醉

煖

晚

重

裘

日

一

仲

三

一

七

二

五

支

樂

夜

一

半

三

丁

不

能

休

一

頭

宣

知

章

殿

交

岐

縣

在

農

御

獄

獄

主

人

近

尉

居

上

頭

一

帝

一

城

春

故

暮

謹

仲

一

暮

言

仲

一

車

馬

度

光

一

度

下

第  
紙

芳貴タモリ  
一賤タマニ道タマノミ  
灼タマツル以タマシ牡タマシマ丹タマシマ時タマシマ相タマシマ隨タマシマ  
無タマシマ常タマシマ價タマシマ酬タマシマ直タマシマ者タマシマ花タマシマ數タマシマ買タマシマ花タマシマ去タマシマ  
火タマツル百タマツル乃タマツル夕タマツル紅タマツル戈タマツル五タマツル色タマツル素タマツル  
旅タマツル惺タマツル暮タマツル庇タマツル旁タマツル織タマツル巴タマツル籬タマツル護タマツル  
灑タマツル復タマツル返タマツル對タマツル移タマツル來タマツル色タマツル如タマツル故タマツル  
但タマツル頭タマツル賀タマツル習タマツル爲タマツル俗タマツル人タマツル迷タマツル不タマツル悟タマツル  
家タマツル一タマツル水タマツル上タマツル上タマツル旅タマツル惺タマツル暮タマツル庇タマツル旁タマツル織タマツル  
有タマツル一タマツル獨タマツル長タマツル歎タマツル此タマツル難タマツル來タマツル買タマツル花タマツル慶タマツル  
一タマツル叢タマツル深タマツル一タマツル色タマツル花タマツル十タマツル戶タマツル中タマツル人タマツル賦タマツル

奏中吟一卷

己卯年冬月十七

乙卯秋未名寫

本奧云  
文治四年三月九日侍禪定大王御讀於太廟院

御所北密奉授了散位從三位上恭了敷經  
云建保元年九月吉日當大內記長貞讀之了徃々雖受傳敷經說更點  
少依有相違重今易同其說也

阿彌樂祐惠

## 〔註〕

- ① 冒頭「貞元々和しの四字虫損」。
- ② 合點は朱筆。
- ③ 假名に聲點「サ(上)カ(上)レ平ル平」あり。
- ④ 各字上聲の位置に朱點あり。
- ⑤ ラコト點二つは「む」「を」か「い」と「を」か不明。
- ⑥ 「オソクレ」の「フ」はもとのまま。
- ⑦ ラコト點「む」あり。別訓「アラ」も「コト」か。
- ⑧ 合點は朱筆。
- ⑨ 理の偏は「リ」の上から「王」を書けるもの。
- ⑩ 「ナキ」の「ナ」右肩の合點は朱筆。
- ⑪ ラコト點「たり」。
- ⑫ 合點は朱筆。
- ⑬ 「コトニ」とのまま。
- ⑭ 合筆は朱筆。
- ⑮ 下欄「黎」の左傍の合點は朱筆。
- ⑯ 德字の右肩にもう一つ朱點薄くあり、抹消か。
- ⑰ 「漏」字の右肩下の朱點もとのまゝ。
- ⑱ 「ナムタ」の「タ」は、「テ」の上に墨にて書きり。
- ⑲ 合點は朱筆。
- ⑳ 「惜」の下に朱の點薄くあり、抹消か。
- ㉑ 合點は朱筆。
- ㉒ 「風」の右傍の朱點もとのまゝ。汚か。
- ㉓ 「所以」の「以」の「ノ」のラコト點は下寄りにあり。
- ㉔ 合點は朱筆。
- ㉕ 「紫」字の左肩に朱汚あり。
- ㉖ 「興」字の左傍に墨汚あり。
- ㉗ 合點は朱筆。